

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

対象者区分		月 日	時 間
白色	営業・不動産	6月13日(木)	【午前の部】 午前10時～11時30分 記帳関係 午前11時30分～正午 消費税関係
	農 業		
青色	営業・不動産	6月14日(金)	【午後の部】 午後2時～3時30分 記帳関係 午後3時30分～4時 消費税関係
	農 業		

※前半が記帳説明会、後半が軽減税率制度等の説明会です。
 ※開催会場の定員は50名です。 ※開催会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

記帳・記録保存義務の内容や記帳の仕方、備付帳簿等についての説明会を、左表のとおり開催します。なお、軽減税率制度等の説明会には、左記対象者以外の方も出席できます。

▼場 所 大田原市役所1階101会議室（大田原市本町1-4-1）

▼問合せ 大田原税務署
 ☎0287-22-3115

令和元年度 所得証明書（平成30年分）・令和元年度住民税決定証明書発行のお知らせ

令和元年度所得証明書（平成30年分）・令和元年度住民税決定証明書を次のとおり発行します。

▼発行場所 税務課・各支所

▼発行開始日

- 住民税を給料から特別徴収で納めている方 5月15日(水)
- 住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方 6月14日(金)



▼コンビニエンスストアでの発行

- ・発行開始日 窓口の発行開始日翌日の午前6時30分から
- ※マイナンバーカードが必要です。

▼問合せ 税務課庶務諸係
 ☎(72)6936

令和元年度 軽自動車税の減免申請のご案内

▼減免の対象となる車

- 障がいのある方が所有し運転する車
- 障がいのある方（18歳未満）と生計を共にしている方が所有する車など
- ※障がいのある方（18歳以上）と生計を共にしている方が所有している車を減免する場合は、「常時介護証明書」が必要となります。
- ※減免を受けることができる車は、障がいのある方1人につき1台で、普通自動車等の自動車税との重複はできません。
- ※一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税を減免します。

▼申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ・印鑑（申請をする方のもの）
- ・運転免許証（対象車両を運転する方のもの）

▼申請方法 5月24日(金)までに税務課の窓口で手続きをしてください。

▼申込み・問合せ 税務課庶務諸係
 ☎(72)6936



中山間地域等 直接支払交付金の状況

中山間地域等直接支払交付金制度は、中山間地域等（芦野・伊王野・那須）の農業生産活動や多面的機能（水源のかん養・土砂崩落防止など）の確保を目的に、一定条件を満たした農用地に交付金を支払い、耕作放棄等の発生を防止するものです。

なお、平成30年度の交付金支払い状況は表のとおりです。

▼問合せ 農林振興課農政係
 ☎(72)6911

地区名	集落協定数	協定参加者数	交付金
伊王野	10	184	18,372,720円
芦野	8	81	5,900,553円
那須	9	95	21,593,619円
合計	27	360	45,866,892円